

意見書第7号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出します。

令和4年9月28日

提出者 市議会議員 田 中 建 一

提出者 市議会議員 藤 木 巧 一

賛成者 市議会議員 徳 永 克 子

賛成者 市議会議員 小 見 祐 治

行橋市議会議長 小 原 義 和 様

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、
参議院議長

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

21年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校での少人数学級の実現も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善など「チーム学校」の取り組みが不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級に向けた少人数学級についての取り組みを強化すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を今後もさらに推進すること。
3. 自治体で「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、今後も引き続き義務教育費国庫負担制度の堅持とともに教育予算の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年9月28日

行 橋 市 議 会